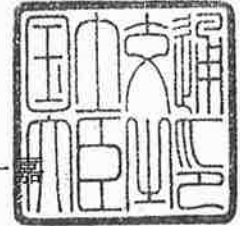


国道総第214号
令和2年10月19日

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記事項について、社会資本整備審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

記

「持続可能な高速道路システムに関する制度等について」

諮問理由

民営化後15年が経過し、新たな高速料金体系の導入後5年以上経過したところであるが、大都市圏を中心に依然として渋滞が残存するなど、高速交通の抜本的な課題解消には至っておらず、柔軟な料金施策の展開など、未だ実現されていない事項の速やかな対処が必要である。

また、高速道路整備の進展による維持管理延長の増大や高速道路インフラの老朽化への対応に加え、近年、激甚化・頻発化する災害への対応も意識せざるを得ない中においても、高速道路は一般道路と比して、高いサービス水準を維持し続けることが必要である。

更には、新型コロナウイルス感染症の拡大を乗り越え、今後、あらゆる社会・経済状況への機動的な対応の必要性が高速道路に求められていることを認識した上で、自動運転技術、CASEに代表されるモビリティ革命への対処など、技術の進展に対応した未来志向の国土幹線道路の将来像の具体化が必要である。

このため、これまでの新たな料金体系の導入、更新事業の実施に対する分析・評価を実施したうえで、

- ・人流・物流を支え、災害からの速やかな復旧・復興を可能とするネットワークのあり方
- ・社会・経済状況の変化に応じて、道路の賢い利活用を実現する料金制度のあり方
- ・高速道路の高いサービス水準を更に引き上げつつ、良好なインフラを次世代へ継承するために必要な維持管理・更新等を図る枠組み
- ・自動運転時代・ポストコロナ時代に必要となる機能強化の方向性

などについて、議論を深めることが早急の課題となっている。

以上のような認識により、持続可能な高速道路システムの構築に向けた制度等のあり方に関する国民的議論の前提として、専門的見地から、そのあり方を幅広く検討することが必要である。